

2015 年度海外制度調査

# エジプト食品輸入規則

2016年3月

日本貿易振興機構（ジェトロ）

貿易投資相談課

カイロ事務所

## 目次

1. 規則と手続き .....	1
2. 標準・規格.....	6
3. ラベル表示.....	7
4. 食品添加物に関する規則.....	9
5. 食品包装.....	10
6. 残留農薬.....	10
7. 売上税および内国税 .....	11
8. 原発事故に関する規則.....	11
9. 関連機関.....	12

### 本報告書の利用についての注意・免責事項

本調査報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）のカイロ事務所を通じ委託調査を行い、貿易投資相談課で取りまとめをしたものですが、本書の記述、所見、結論、および提言は必ずしも日本貿易振興機構（ジェトロ）の見解を反映したものではありません。

海外の制度・規制等は日々変化するため、最新の情報を確認する必要がある場合は、必ずご自身で最新情報をご確認ください。

ジェトロは、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえ、ジェトロがかかる損害の可能性を知らされていても同様とします。

## 1. 規則と手続き

### 輸入規則

エジプトは、省令 2005 年 770 号「輸入および輸出法施行のための政府規制 1975 年 118 号」および「輸入および輸出品目の検査と管理手順」を制定した。省令では品質管理に伴う商品検査のリストを 5,700 から 101 分類に削減し、一部の輸入業者は、エジプト国内・国外の世界的に認定された研究所の発行する証明書を提出できるようになった。

省令 2005 年 770 号に基づき、輸入食品の検査および認定プロセスは、貿易産業省 (MTI) の輸出入管理公団 (General Organization for Exports and Imports Control : GOEIC) で一括して行われる。

GOEIC は、輸入食品の検査と試験を行う法的権限を持つ農業・土地開拓省 (MALR) および保健省 (MOH) と緊密に連携している。保健省は、港湾において GOEIC とともに輸入食品の検査を行うだけでなく、食品サンプルを収集し、中央公衆衛生研究所で化学、毒物、微生物分析を実施する。

農業・土地開拓省の食品・飼料地方研究所 (RLFF) が輸入および国内産飼料・飼料の原材料の監視について責任を負う。MALR の畜産公団 (General Organization for Veterinary Services : GOVS) は、外来病や伝染病、獣医薬の残留物、家畜と人間の汚染防止について責任を負う。GOVS は、動物や畜産物の輸入に関する規制を起草し、適用する。

MALR の植物検疫中央管理局 (Central Administration of Plant Quarantine : CAPQ) が植物衛生の保護の主要機関であり、植物および植物製品の輸入に関する規制を起草し、適用する。これらの機関はエジプト財務省関税局 (Egyptian Customs Authority : ECA) および輸出入管理公団 (GOIEC) と連携しなくてはならない。

\* USDA - Food and Agricultural Import Regulations and Standards / 2015 年 12 月

輸入規制に関する改定最新版

貿易産業省 (MTI) 省令 2016 年 43 号に従って、付表に記載する商品をエジプト・アラブ共和国に輸出する資格を持つ工場、企業、商標の所有者の記録は輸出入管理公団 (GOEIC) で作成する。

貿易目的の輸入品は登録済み工場で生産された、または本記録に登録された商標を所有す

る企業、または流通センターから輸入されたものでない限り、引き渡しすることはできない。詳細については、省令 2016 年 43 号を参照。

## 輸入手続き

輸入の基本手続きは、貨物取扱業者（船舶運航業者とは別途）を指定、貨物が港湾に到着し、インボイスと船荷証券を船の積荷目録と比較、輸入業者に譲渡証明書を発行、貨物を荷卸し、「輸入届出書」を購入・記入後、「第 46 号書」と呼ばれる書式で貨物を税関に登録、商品の基準関税分類を行うまでとなる。

貨物を引き渡すには、以下の書類を税関事務局に提示しなければならない。

- a. 船荷証券
- b. 商業インボイス
- c. 原産地証明書
- d. （商工会議所の副署付きであり、原産国のエジプト大使館または領事館の公証証明されたものであること）
- e. 衛生証明書
- f. 梱包明細書
- g. 容積明細書
- h. 保険証書
- i. 輸入業者の輸入／輸出許可書

輸入業者が米国（またはその他の国）製造業者の総代理店の場合、輸入対象商品の「代理店認定証明書」を提示しなければならない。

売主に支払いが送金済みであることを示す（地方）銀行の書式 11 この書式は売主への支払いを証明するものである。

2015 年 12 月 21 日付のエジプト中央銀行（Central bank of Egypt : CBE）の公報および 2016 年 1 月 27 日付の説明は、輸入品決済に関する最新の改定情報である。（添付の 2015 年 12 月 21 日付および 2016 年 1 月 27 日付の CBE 公報を参照）

（出典：USDA - Food and Agricultural Import Regulations and Standards）

[http://gain.fas.usda.gov/Recent%20GAIN%20Publications/Food%20and%20Agricultural%20Import%20Regulations%20and%20Standards%20-%20Narrative Cairo Egypt 12-30-2014.pdf](http://gain.fas.usda.gov/Recent%20GAIN%20Publications/Food%20and%20Agricultural%20Import%20Regulations%20and%20Standards%20-%20Narrative%20Cairo%20Egypt%2012-30-2014.pdf)

(関連参考記事) ジェトロ通商弘報 2016 年 1 月 22 日 船積み書類の受け渡し方法が変更  
に一中銀が通達、L/C 開設の保証金も引き上げ

<https://www.jetro.go.jp/biznews/2016/01/43d1026521414a47.html>

## 輸入品検査

輸入食品の検査および認定プロセスは、貿易産業省 (MTI) の輸出入管理公団 (General Organization for Exports and Imports Control : GOEIC) で一括して行われる。GOEIC は、関税の輸出入委託書類の処理、および証明書を通して検査の最終結果の発行について責任を負う行政当局である。

- a. 検査サービスプロバイダー： GOEIC 本部、またはエジプトの全港（海運、航空、陸上、ドライポート）における関連支部
- b. サービス本拠地： GOEIC 本部、またはエジプトの全港における関連支部
- c. 必要書類：
  1. 船荷証券
  2. インボイス
  3. 入出港許可書／通関証明書
  4. 貨物引渡し許可証
  5. 委任状または担当者が不在の場合、銀行の署名入りの許可証
  6. 必要書類はすべて、首相令 2003 年 1186 号の付表 3 の指示に従い、商品の種類、および標準に応じて、貨物に添付しなければならない。
- d. 記入および審査、特定の基準：
  1. 検査申請は、必要な書類を添付の上、書式 1 で提出すること。
  2. 書類を審査し、料金および税金を査定すること。
  3. 以下のとおり、検査を実施する際の基準を指定する：
    - A) 省令 2005 年 130 号と付属省令に準じたエジプトの基準を適用すること
    - B) 商品に適用されるエジプトの必須（強制）基準が存在しない場合、輸入業者は申請書類に検査で使用する必須基準または国際基準を明記すること。ただし、産業省が制定する首相令 1996 年 180 号との併用により認可されるものとする。輸入業者が検査を実行する際に参照した基準を明記しない場合、輸入品サンプルが付託された研究所が認定済の基準により求められる試験を実施し、省令 2005 年 130 号の第 2 版に従う。
    - C) 食品および関連書類または委託品に添付された梱包明細書に従ったエジ

プトまたは外国の基準に適合しない商品については、省令 2005 年 130 号第 2 条を適用する。原産国または輸出相手国における商品の使用目的も明記しておくものとする。

4. サンプル採取を行う目視検査統一委員会を組織するものとする。
  5. 検査料金の支払い前に目視検査手順が完了している場合でも、検査料金の支払い後に検査結果を公表するものとする。以下の書類が提出されていることを前提として、書類を記入する前に目視検査およびサンプル採取の手続きを完了することができる：通関証明書、船荷証券、衛生証明書、獣医証明書、輸入許可証（必要な場合）
- e. 統一委員会による目視検査：（衛生および農作物輸入品）
1. 貨物が添付された書類に記載されたデータ、および各基準、または乳製品について産業省が制定した省令 2000 年 242 号などの関連省令に従って、梱包ラベルに記載されたデータに一致していることを確認するため、目視検査とともに、段ボール（カートン）の物理的状態や商品の一般的な視覚的（外観）条件の審査は、税関エリア内の倉庫または荷卸し場所で統一委員会が行うものとする。
  2. 貨物が新たに二次検査の対象となった場合、GOEIC 会長またはその代理人は、または輸入業者の要請に応じて、その代理店あるいは当該業者の許可を受けた者が税関エリア内外において、最終的に却下された貨物を選別することを考慮に入れるものとする。
  3. 試料の採取を行う際は、目視検査統一委員会に従い書式 3 を使用し、首相令 2003 年 1186 号に準ずることとする。輸入業者は、省令 2003 年 515 号で規定された規則に従って、税関エリア外での条件付き引渡しに適用される委託品の運送および保管を申請するものとする。
  4. 貨物が不適合であることが明らかになった場合、書式 19 で却下通知が送られる。輸入業者は、却下の通知を受けて 1 週間以内に上訴委員会に申請することができる。上訴委員会の決定を最終決定とみなすものとする。
- f. コーディング委員会によるサンプルの密封とコード割り当て、および別検査室へのコード付きサンプルの引渡し
- g. コード付きサンプルの検査結果
1. 輸入業者の検査室での試験で、サンプルが添付書類に適合しないことを示す結果が出た場合、二次サンプルを採取して検査を行い、却下の理由を確認することができる。二次検査により却下が保留にされる場合、輸入業者は再検

査の正当性を示した後、二次検査を申請することができる。現場のオフィスが二次検査を実施する別の検査室を指定するものとする。結果が不適合である場合、輸入業者は上訴委員会に申請することができる。

2. 衛生および獣医検査室の試験を基にサンプルが不適合と証明された場合、輸入業者は上訴委員会に申請することができる。同委員会は、委託品の再検査、却下、または承認のいずれかを決定する権利を持つ。上訴委員会の決定を最終決定とするものとする。

#### h. 貨物の最終結果

1. 検査室の試験の結果、貨物が書類に適合していると判断された場合、適合証明書（書式 16）を発行し、条件付き通関手続きを担当する機関に最終引渡し（書式 22）の通知が送られる。
2. 最終的に貨物が却下された場合、却下通知が発行される（書式 19）。輸入業者は、以下の手順により、却下の通知を受ける。
  - A) 貨物が税関エリア内にある場合、関連する税関事務所は規則に従って、貨物の再輸出または廃棄のいずれかの所定の措置を取るよう通知を受ける（書式 29）。
  - B) 条件付き引渡しが適用される委託品が税関エリア外に保管されていた場合、保管場所の管轄機関、食料供給捜査局（Food Supply Investigation Police）、税関当局は貨物の再輸出または廃棄のいずれかの所定の措置を取るよう通知を受ける。
  - C) 貨物が保管されているエリア、荷揚げ港、貨物が再輸出される積み出し港の衛生当局、および保健省の食品管理局（General Department of Food Control）は、再輸出される貨物に関連するすべてのデータの通知を受けるものとする。関連する担当者は、対象貨物の再輸出を申請するものとする。
  - D) 関連する担当者または法定代理人は、対象貨物の封印は開封、または廃棄されないことを宣言する。保管を担当する食品検査官による積み荷の封印と封ろうに加え、運送トラックの車両登録番号、運転手の氏名、ID 番号を記録する。申告者は当該規則に違反した場合、法的な責任を負うものとする。
  - E) 港の衛生管理士は再輸出する貨物を受け取り、封印を開封し、委託品の重量と数量が添付書類に記載の通りであることを確認した上で、再輸出手続きを進める。委託品の数量に不足が確認された場合、輸入業者に対して法的措置を取るものとする。

- F) 再輸出される委託品の船荷証券のコピーは、荷揚げ港、倉庫、食品管理局 (General Department of Food Control) および食料供給捜査局 (Food Supply Investigation Police) に送付するものとする。

最終検査の結果、基準に適合していないと判断されたもので、条件付き引渡しに基づいて税関エリア外に移動された貨物には条項 96 が適用される。管理機関と税関当局の代表者の監督下で破棄される場合を除いて、輸入業者は所轄の管理機関の代表者とともに、最終検査の結果の通知日から 2 週間以内に貨物を税関エリア内に移動するものとする。

輸入業者がこの目的のために規定した期間内に不適合な貨物を再輸出または廃棄しない限り、輸入した貨物に関する条件付き引渡しまたは検査結果の通知を行うことはできない。

ダイオキシン検査 (最後のサンプル採取日から 15 日以内に発表) の対象となる冷凍食品、缶詰、ボトル入り飲料水、日用品を除いて、最終検査結果は最後のサンプル採取日から 7 日以内に発表しなければならない。

\* GOIEC <http://www.goeic.gov.eg/en/serviceindex.asp?type=8>

## 2. 標準・規格

エジプト標準化・品質管理機構 (Egyptian Organization for Standardization & Quality : EOS) は、地域市場の基準を確立し、規則を制定する責任を負う。

輸入規則により、商品の適合性 (コンプライアンス) 履歴、原産国、輸出業者、荷主、または輸入業者を問わず、商品のあらゆる構成品を検査しなければならない。確立されたエジプトの基準に適合していることが証明されるまで、いかなる輸入品も直接販売することはできない。国内の基準が存在しない場合は、ISO、IEC、コーデックス委員会 (Codex Alimentarius) などの適切な国際機関の規格を使用して、基準を定義しなければならない。

エジプトの標準化は、MTI と提携する EOS の設立に伴って 1957 年から開始された。設立当初から、EOS は約 8,500 件に上る規格を確立し、そのうち 543 件がエジプトの技術規則または強制規格である。強制規格の約 80% が国際組織が制定する規格に基づいて作られている。エジプトの基準がない場合、省令 1996 年 180 号では ISO、ヨーロッパ、米国、日本、イギリス、ドイツ、食品の場合はコーデックスなどの 7 つの国際システムから輸入業者が適切な規格を選ぶことを許可している。

コンプライアンス (順守) の検証は、EOS 以外の政府機関が行う。GOEIC は、輸入品の

検査について責任を負う。技術規則や基準との整合性を確認するその他の機関には MOH や MALR などを含むものとする。

MOH の中央公衆衛生研究所 (Central Public Health Lab) は、必要な基準に適合していることを確認するため、食品添加物や着色料の化学および物理組成の検査について責任を負う。MALR の動物性食品の安全性分析参考検査室 (Reference Laboratory for Safety Analysis of Food of Animal Origin) は、農産物が関連基準で指定された品質属性を満たしているかを監視する責任を負う。

(出典 : USDA - Food and Agricultural Import Regulations and Standards)

<http://gain.fas.usda.gov/Recent%20GAIN%20Publications/Food%20and%20Agricultural%20Import%20Regulations%20and%20Standards%20-%20Narrative%20Cairo%20Egypt%2012-30-2014.pdf>

この規格はアラビア語で発行されている。EOS では、英語の翻訳サービスを行っている。参考用に、JETRO カイロは以下の食品基準について翻訳を取得している。“Frozen Fish (冷凍魚) -Part One (パート 1) :Whole Finfish (魚/ホール)”, “Biscuits and Methods of Analysis and Testing (ビスケット類と分析/検査方法)” (Part One and Two), “Snack Foods (Crackers) (スナック菓子 (クラッカー))”, “Tea and Methods of Analysis And Testing (茶類と分析/検査方法)” (Part One and Two), “Instant Noodles (インスタント麺)”, “Cocoa and its Products (カカオおよびカカオ製品) -Part Three (パート 3) :Chocolate (チョコレート類)”

### 3. ラベル表示

#### 一般要件

ラベル表示のガイドラインはエジプトの基準 (Egyptian Standard) 2011 年 1546 号に記載され、食品の輸入では必要である。外国語に加え、すべての情報をアラビア語で表示しなければならない。英語とアラビア語の日付に相違がある場合、商品は却下される。ラベルはパッケージに印刷するか、または永久接着タイプのいずれかとする。製造日またはパッケージの消費期限を 1 日以上過ぎた商品は許可されない。ラベルに表示される情報はいかなる方法においても消したり、抹消したり、または変更することはできない。肉製品および鶏肉製品については、さらに厳しい要件が適用される。

## 冷凍牛肉の要件

2006年2月、貿易産業省（Minister of Trade and Industry）は、冷凍牛肉製品は衛生基準に従って密封袋に包装しなければならないとする省令2006年120号を制定した。アラビア語で必要な情報を記載したポリ袋の内側に印刷されたラベルを挿入しなければならない。

輸入商品については、ラベル表示付きのビニール袋に包装する必要はないものとする。新しいガイドラインでは、透明なビニール袋へのラベル挿入のみを義務づけている。挿入されたラベルには、原産国、製造日、消費期限を記載するものとする。ラベルはパッケージに印刷するか、または永久接着タイプのいずれかとする。製造日またはパッケージの消費期限を1日以上過ぎた商品は許可されない。

## ハラールラベル表示

ハラール認証商品は、イスラム教の戒律に従って食肉処理されたことを示すラベルを貼付しなければならない。輸出業者は、イスラムセンターまたはイスラム系組織の会員から、食肉がイスラム教の戒律に従って処理されたことを証明するハラール認証または「イスラム教義に基づく食肉処理業者証明書（Certificate of Islamic Slaughter）」を取得しなければならない。「ハラール」とラベル表示された商品を出荷する際、この証明書を必ず添付しなければならない。

## 消費期限

貿易産業省（Minister of Trade and Industry）は、「輸入および輸出法施行のための政府規制1975年118号」および「輸入および輸出品目の検査と管理手順」に関する省令2005年770号に新しい条項を追加し、省令2012年859号を制定した。

新しい条項は、穀物とオイルシードを除く食品を引渡すため、貨物がエジプトの港に到着した日、または税関が通関証明書を発行した日を起点として、消費期限の残り日数を定めるものとする。通関港に到着した商品は以下の品質保持期限内であるとし、それ以外の場合の貨物は却下される。

- a. 品質保持期限が6カ月を超える商品は、エジプトの港に到着時、少なくとも残り期間が3カ月でなければならない。
- b. 品質保持期限が3カ月超、6カ月未満の商品はエジプトの港に到着時、少なくとも残り期間が1カ月でなければならない。
- c. 品質保持期限が16日超、3カ月までの商品はエジプトの港に到着時、少なくとも残り期間が1週間でなければならない。
- d. 品質保持期限が最低15日の商品は、エジプトの港に到着時、少なくとも残り期間

が 3 日でなければならない。

冷凍牛肝臓、腎臓、心臓の消費期限は、製造日から 7 カ月である。冷凍骨なし牛肉の消費期限は、製造日から 12 カ月である。冷凍丸鶏肉、骨付きモモ肉、鶏肉ドラムスティック、鶏モモ肉の消費期限は、製造日から 12 カ月である。冷凍鶏肉のサンプルを解凍した場合、回収した水分量は 5%を越えてはならない。

(出典 : USDA - Food and Agricultural Import Regulations and Standards)

[http://gain.fas.usda.gov/Recent%20GAIN%20Publications/Food%20and%20Agricultural%20Import%20Regulations%20and%20Standards%20-%20Narrative Cairo Egypt 12-30-2014.pdf](http://gain.fas.usda.gov/Recent%20GAIN%20Publications/Food%20and%20Agricultural%20Import%20Regulations%20and%20Standards%20-%20Narrative%20Cairo%20Egypt%2012-30-2014.pdf)

#### 4. 食品添加物に関する規則

40 項目の食品用着色料が許可されている。輸出業者は食品用着色料が許容されているか否か、必ず MOH に確認するものとする。エジプトの関連当局は、他の国で許可されている着色料であっても、認可されていない着色料を含む商品の輸入を許可しない。

MOH は、内包装および外包装の使用する色は人体に無害なものであり、定着させていることを義務づける法令 2001 年 73 号を制定した。色が容易に改変できる場合、使用が許可されない。果物と植物から抽出された天然着色料の認可一覧表がある。

\*USDA : Egypt Food and agricultural import regulation and Standards

保存料 :

保存料は、酸塩基に換算し、100 万分の 1 の割合で示した認可濃度を添えて、識別されていなければならない。MOH が制定した省令 1995 年 478 号には、認可済みの全添加物と濃度レベルが記載されている。

香料 :

MOH は認可済みの香料一覧を保持していない。ただし、コーデックスが認可した香料はすべてエジプトでの使用が許可されている。

\*コーデックス委員会 (Codex Alimentarius) または「食品コード」は、国際連合食糧農業機関 (Food and Agriculture Organization of the United Nations : FAO) と世界保健機関 (World Health Organization) が 1963 年に設立した、食品の国際基準を作る機関である。消費者の健康を守り、食品の公正な貿易を促進することを目的としている。

\* コーデックス手続きマニュアル 2015 年版 (p.g 55)

[ftp://ftp.fao.org/codex/Publications/ProcManuals/Manual\\_24e.pdf](ftp://ftp.fao.org/codex/Publications/ProcManuals/Manual_24e.pdf)

\* 香料使用に関するガイドライン (CAC/GL 66-2008)

[www.codexalimentarius.org/input/download/.../cxg\\_066e.pdf](http://www.codexalimentarius.org/input/download/.../cxg_066e.pdf)

## 5. 食品包装

MOH が制定した包装資材に関する省令 2001 年 73 号に従って、エジプトでは特殊な包装または容器のサイズ要件、規則、選好はなく、PVC などの包装資材の使用に関する制限や規制を定めていない。法令 1994 年 4 号の固体廃棄物処理に関する条項は、輸入食品に関して重大な影響を及ぼすものではない。

\* 出典 : USDA - Food and Agricultural Import Regulations and Standards

[http://gain.fas.usda.gov/Recent%20GAIN%20Publications/Food%20and%20Agricultural%20Import%20Regulations%20and%20Standards%20-%20Narrative\\_Cairo\\_Egypt\\_12-30-2014.pdf](http://gain.fas.usda.gov/Recent%20GAIN%20Publications/Food%20and%20Agricultural%20Import%20Regulations%20and%20Standards%20-%20Narrative_Cairo_Egypt_12-30-2014.pdf)

## 6. 残留農薬

商品が栄養表示と適合していることを確認し、重金属、残留農薬、微生物汚染の検査を行うため、サンプルを提出し、分析するものとする。ラベルを審査し、表示を確認する。検査結果は NNI-TRC に送られ、審査を受ける。

\* 出典 : USDA - Food and Agricultural Import Regulations and Standards

[http://gain.fas.usda.gov/Recent%20GAIN%20Publications/Food%20and%20Agricultural%20Import%20Regulations%20and%20Standards%20-%20Narrative\\_Cairo\\_Egypt\\_12-30-2014.pdf](http://gain.fas.usda.gov/Recent%20GAIN%20Publications/Food%20and%20Agricultural%20Import%20Regulations%20and%20Standards%20-%20Narrative_Cairo_Egypt_12-30-2014.pdf)

\*保健省の食品管理委員会委員長 (Head of food Control Committee) の Maisa Abd El-Hamid 博士によると (JETRO カイロが実施した電話による聞き取りで確認済み)、加工食品で許可されている残留農薬の割合は商品項目によって異なるとのこと。これらの割合は EOS が制定する商品基準に定義される。日本の輸出業者は

エジプトの基準 (Egyptian Standard) を購入し、食品に含まれる残留農薬の許可基準を確認する必要がある。

## 7. 売上税および内国税

一部の商品を除き、一般商品項目に課せられる標準税率は 10%とする。肉を原料として保存、加工、調理した調理品および調整品（免除）

キャビアおよびその代用品、燻製魚およびその代用品を除き、魚を原料として保存、加工、調理した調理品および調整品（免除）

\* 出典：USDA - Food and Agricultural Import Regulations and Standards

[http://gain.fas.usda.gov/Recent%20GAIN%20Publications/Food%20and%20Agricultural%20Import%20Regulations%20and%20Standards%20-%20Narrative Cairo Egypt 12-30-2014.pdf](http://gain.fas.usda.gov/Recent%20GAIN%20Publications/Food%20and%20Agricultural%20Import%20Regulations%20and%20Standards%20-%20Narrative%20Cairo%20Egypt%2012-30-2014.pdf)

## 8. 原発事故に関する規則

- (1) 日本を原産国とする貨物はすべて、生産地が被災県またはそれ以外の県であるかに関わらず、放射能測定の対象となる。
- (2) 放射線核種モニタリングは、すべての核分裂生成物の同位体に適用される。セシウム同位体を除く核種に汚染された商品は許可されない。
- (3) エジプトが認可するセシウム同位体の最大レベルは以下のとおりである。
  - A) 食品および飼料（被災県以外で生産された商品については ND Bq/Kg、被災県で生産された商品については 100 Bq/Kg）
  - B) 日本を原産国（すべての県）とする魚類・甲殻類、藻類、その他の海産物（100 Bq/Kg）

\* 出典：「原子力機関（Atomic Energy Authority）」の公文書（2015年10月7日付）  
当該日付より更新情報なし

（参考情報）JETRO ウェブサイト

エジプト→輸出→貿易管理制度→輸入品目規制→II.東日本大震災以降の日本からの輸入  
[https://www.jetro.go.jp/world/africa/eg/trade\\_02.html](https://www.jetro.go.jp/world/africa/eg/trade_02.html)

## 9. 関連機関

保健省 (Ministry of Health : MOH)

国立栄養研究所 (National Nutrition Institute : NNI)

貿易産業省 (Ministry of Trade and Industry : MTI)

エジプト標準化・品質管理機構 (Egyptian Organization for Standardization & Quality : EOS)

輸出入管理公団 (General Organization for Exports and Imports Control : GOEIC)

財務省 (Ministry of Finance : MOF)

供給・国内取引省 (Ministry of Supply and Domestic Trade)

関連法令および法律

食品輸入に関する主な法律および法令

- 輸入および輸出法施行のための政府規制 1975 年 118 号および輸入および輸出品目の検査と管理手順に関する省令 2005 年 770 号
- 輸出および輸入品目の検査および管理手法に関する首相令 2003 年 1186 号
- 知的所有権保護に関する法律 2002 年 82 号
- 輸入業者登録に関する法律 1982 年 121 号
- 輸入および輸出品目の検査と管理手順促進に関する首相令 2000 年 106 号
- 輸入および輸出に関する法律 1975 年 118 号
- エジプト中央銀行公報 (2016 年 12 月 21 日付)

保健省 (Ministry of Health : MOH)

- 包装資材に関する省令 2001 年 73 号
- 食品添加物に関する省令 1995 年 478 号

貿易産業省 (Ministry of Trade and Industry : MTI)

- 商品の品質保持期限に関する省令 2012 年 859 号 (穀物およびマメ類を除く)
- 標準仕様に準じた生産における技術規則適合に関する省令 2005 年 130 号
- 省令 2000 年 242 号
- 省令 2003 年 1186 号
- 省令 2003 年 515 号
- 冷凍牛肉のラベル表示新要件に関する省令 2006 年 120 号
- 産業省制定のエジプトの商品仕様および強制規格を記載した省令 1996 年 179 号、180 号、および 181 号
- 省令 2015 年 992 号
- 省令 2016 年 43 号

エジプト中央銀行公報

- CBE 公報 (2015 年 12 月 21 日)
- CBE 公報 (2016 年 1 月 27 日)

エジプト食品輸入規則

2016年3月作成

---

作成者 日本貿易振興機構（ジェトロ）お客様サポート部貿易投資相談課

〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32

Tel. 03-3582-5651

---

Copyright(C) 2016 JETRO. All rights reserved.